高　知　県　司　法　書　士　会　会　則

（平成２９年８月３１日改正）

目　次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　会員
第１節　会員（第５条）
第２節　入会及び退会の手続（第６条―第２２条）
第３節　入会金及び会費（第２３条―第２５条）
第３章　会の機関
第１節　役員（第２６条―第３２条）
第２節　理事会（第３３条―第３７条）
第３節　総会（第３８条―第４７条）
第４節　委員会（第４８条―第５３条）
第５節　業務分掌（第５４条―第５８条）
第４章　資産及び会計（第５９条―第６６条）
第５章　支部及び支部長会
第１節　支部（第６７条―第７０条）
第２節　支部長会（第７１条―第７６条）
第６章　研修（第７７条・第７８条）
第７章　業務賠償責任保険（第７８条の２―第７８条の９）
第８章　品位保持（第７９条―第８６条）
第９章　執務通則（第８７条―第９９条）
第１０章　補助者（第１００条・第１０１条）
第１１章　会の指導、調査及び注意勧告（第１０２条―第１０７条）
第１２章　紛議の調停（第１０８条・第１０９条）
第１３章　表彰及び慶弔（第１１０条）
第１４章　司法書士の登録に関する事務（第１１１条―第１１３条）
第１５章　補則（第１１４条―第１１６条）
附則

第１章　総　則

（名　称）

第１条　司法書士法（昭和２５年法律第１９７号。以下「法」という。）第５２条第１項の規定により、高知地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士で設立する司法書士会の名称は、高知県司法書士会とする。

（目　的）

第２条　高知県司法書士会（以下「本会」という。）は、司法書士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、司法書士業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項

（２）会員の執務の指導及び連絡に関する事項

（３）日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う司法書士の登録の事務に関する事項
（４）法第５章の規定に基づき設立された司法書士法人の届出の事務に関する事項
（５）業務関係法規の調査及び研究に関する事項
（６）業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項
（７）福利厚生に関する事項
（８）業務の改善に関する事項
（９）業務のための調査に関する事項
（10）司法書士業務賠償責任保険（以下「業務賠償責任保険」という。）及び司法書士会業務賠償責任保険（以下「会業務賠償責任保険」という。）に関する事項
（11）統計に関する事項
（12）相談事業に関する事項
（13）裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
（14）講演会及び講習会等の開催に関する事項
（15）広報活動に関する事項
（16）研修に関する事項
（17）会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
（18）本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
（19）公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
（20）国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
（21）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（事務所の所在地）

第４条　本会は高知市に事務所を置く。

第２章　会　員

第１節　会　員

（会　員）

第５条　本会の会員は、次項に掲げる司法書士及び第３項に掲げる司法書士法人とする。

２　高知地方法務局の管轄区域内（以下「本会の区域内」という。）に事務所を有する司法書士である会員（以下「司法書士会員」という。）

３　本会の区域内に事務所を有する司法書士法人である会員（以下「法人会員」という。）は次の者をいう。

（１）主たる事務所を有する司法書士法人
（２）従たる事務所のみを有する司法書士法人

第２節　入会及び退会の手続

（司法書士会員の入会手続及び入会）

第６条　本会に司法書士会員として入会しようとする者は、連合会の定める第１号様式による入会届を本会に提出しなければならない。

２　前項の入会届には、次に掲げる事項を記載し、入会しようとする者が署名し、司法書士法施行規則（以下「施行規則」という。）第２１条に定める印鑑（以下「職印」という。）を押さなければならない。

（１）氏名及び生年月日
（２）本籍（外国人にあっては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認

定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条第５号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））、住所及び事務所
（３）司法書士となる資格取得の種類、年月日及びその番号
３　第１項の入会届には、次に掲げる書面等を添付しなければならない。
（１）司法書士となる資格を有することを証する書面
（２）写真（提出の日前３月以内に撮影された５センチメートル正方形の無帽、かつ、正面上半身の背景のないもの）３葉。ただし、うち２葉は次項の司法書士名簿に各１葉を貼付する。
（３）本籍及び住所を証する書面（外国人にあっては国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し）
４　本会に入会しようとする者は、第１項の入会届の提出と同時に、法第９条第１項の定めるところにより、司法書士の登録（以下「登録」という。）を受けるため、連合会が定める付録登第２号様式による司法書士登録申請書（以下「登録申請書」という。）及び連合会の定める付録登第１号様式による司法書士名簿２通を本会に提出しなければならない。
５　第１項、第２項、第３項第２号及び第３号並びに前項の規定は、法第１３条の規定による所属する司法書士会の変更の登録（以下「変更の登録」という。）を受けて本会に司法書士会員として入会しようとする者に準用する。この場合において、前項中「登録申請書」とあるのは、「連合会が定める付録登第３号様式の変更の登録申請書」と読み替える。
６　本会に入会の手続をとった者は、登録又は変更の登録を受けたときに本会の司法書士会員となる。
７　第１項の入会届は、それを提出した者が登録又は変更の登録を受けることができなかったときは、失効する。

（法人会員の入会手続）

第７条　本会に司法書士法人の成立により第５条第３項第１号の法人会員として入会した者は、入会した日から２週間以内に、連合会の定める付録法第１２号様式による入会届に連合会が定める付録法第１号様式の成立届１通及び連合会の定める付録法第１６号様式の司法書士法人名簿（以下「法人名簿」という。）２通を添えて本会に提出しなければならない。ただし、司法書士法人成立と同時に従たる事務所を設置したときは、法人名簿に記載された従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）１通を追加して添付しなければならない。
２　前項の入会届には、次に掲げる書面各１通を添付しなければならない。
（１）登記事項証明書
（２）定款の写し
３　本会に、主たる事務所を移転したことにより第５条第３項第１号の法人会員として入会した者は、入会した日から２週間以内に、連合会の定める付録法第１２号様式による入会届に連合会が定める付録法第１０号様式の主たる事務所移転届１通に連合会の定める付録法第１６号様式の法人名簿２通を添えて、本会に提出しなければならない。
４　第５条第３項第２号の法人会員が、主たる事務所を移転したことにより第５条第３項第１号の法人会員となったときは、第１０条の届出による。
５　第２項の規定は、前２項の届出に準用する。
６　本会は、入会届を受け付けたときは、第１項又は第３項の法人名簿１通及び第２項又は前項の各書面を、遅滞なく連合会に送付しなければならない。
７　本会は、第１項の成立届又は第３項の主たる事務所移転届を前項の書面とともに、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

第８条　本会に第５条第３項第２号の法人会員として入会した者は、その事務所に常駐す

る社員である司法書士会員が連合会の定める付録法第１３号様式による入会届２通に連合会の定める付録法第１７号様式による法人名簿２通を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、従たる事務所を移転したことによる入会届には、連合会の定める付録法第１１号様式の従たる事務所移転届１通を添えて提出しなければならない。

２　前項の入会届には、従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した登記事項証明書１通を添付しなければならない。

３　本会は、入会届を受け付けたときは、第１項の書面各１通に前項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

（印鑑届等）

第９条　本会に入会しようとする者及び入会した法人会員は、職印を届け出なければならない。

２　届出に関し必要な事項は、別に規程で定める。

（変更届）

第１０条　司法書士会員は、第６条第２項第１号又は第２号に掲げた事項に変更を生じたときは、日本司法書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）第４５条第１項に定めるところにより、連合会が定める付録登第５号様式による登録事項変更届を本会を経由して、連合会に提出しなければならない。

２　本会は、司法書士会員から前項の変更届を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付しなければならない。

３　第５条第３項第１号の法人会員は、法第３５条に該当するとき又は法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、２週間以内に連合会の定める付録法第２号様式による変更届２通を本会に提出しなければならない。

４　前項の届出には、定款の写し及び変更事項が登記事項である場合には、登記事項証明書を、その他の場合には、それを証する書面各１通を添付しなければならない。

５　第５条第３項第２号の法人会員は、法人名簿の記載事項に変更が生じたときは、連合会の定める付録法第３号様式による変更届２通を本会に提出しなければならない。

６　本会は、法人会員から第３項又は前項の変更届の提出を受けたときは、うち１通に第４項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

（司法書士法人の解散届）

第１１条　第５条第３項第１号の法人会員が解散したとき（法第４４条第１項第３号及び第４号の理由による解散を除く。）は、連合会の定める付録法第４号様式の解散届２通に、登記事項証明書１通を添えて、本会に提出しなければならない。

２　第５条第３項第２号の法人会員が解散したとき（法第４４条第１項第３号及び第４号の理由による解散を除く。）は、連合会の定める付録法第５号様式の解散届２通に、従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した登記事項証明書１通を添えて、本会に提出しなければならない。

３　本会は、法人会員から前２項の解散届の提出を受けたときは、第１項又は前項の解散届のうち１通に添付された登記事項証明書を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

（司法書士法人の合併届）

第１２条　合併により新たな司法書士法人を設立したことにより入会した者は、合併の日から２週間以内に第７条又は第８条の入会届を本会に提出しなければならない。ただし、その入会届は合併により解散した法人会員の退会届を兼ねるものとする。

２　第５条第３項第１号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、合併の日から２週間以内に連合会の定める付録法第６号様式による合併届２通に、次に掲げる書面各１通を添えて、本会に提出しなければならない。

（１）登記事項証明書

（２）定款の写し

３　第５条第３項第２号の法人会員は、他の司法書士法人を合併したときは、連合会の定める付録法第７号様式による合併届２通に従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した登記事項証明書１通を添えて、本会に提出しなければならない。

４　前２項の合併届は、合併により解散した法人会員の退会届を兼ねるものとする。

５　本会は、法人会員から第２項又は第３項の合併届の提出を受けたときは、うち１通に第２項又は第３項の書面を添えて、遅滞なく連合会に送付しなければならない。

（司法書士会員の退会届）

第１３条　司法書士会員は、本会を退会しようとするときは、本会にその者が署名し、職印を押印した連合会の定める第２号様式による退会届２通を提出しなければならない。

２　司法書士会員は、連合会会則第４３条に定めるところにより変更の登録を申請しようとするときは、連合会が定める付録登第４号様式による法第１３条第２項の届を本会に提出しなければならない。

（みなし退会）

第１４条　司法書士会員は、別紙第１第２項第１号に定める定額会費を６月分滞納し、本会から一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

２　別紙第１第２項第２号に定める事件数割会費については、本会が別紙第１第６項の定めるところにより精算し、不足額があるときは、司法書士会員に対し、一定期日を定めて納入を催告するものとする。この場合において、当該会員がその納入期日の翌日から４か月を経過してもこれを納入しないときは、４か月を経過した日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

３　別紙第１第２項第３号に定める会館建設等特別会費については、本会が別紙第１第８項の定めるところにより精算し、不足額があるときは、司法書士会員に対し、一定期日を定めて納入を催告するものとする。この場合において、当該会員がその納入期日の翌日から４か月を経過してもこれを納入しないときは、４か月を経過した日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。

（法人会員の退会をした旨の届）

第１５条　法人会員の清算人（清算人がいないときは、社員）は、清算が結了したときは、その登記後速やかに、第５条第３項第１号の法人会員については連合会の定める付録法第８号様式による清算結了届２通を、第５条第３項第２号の法人会員については連合会の定める付録法第９号様式による清算結了届２通を本会に提出しなければならない。

２　前項の届出には、閉鎖登記事項証明書を添付しなければならない。

３　法人会員は、破産手続開始の決定を受けたことにより退会したときは、速やかに、連合会の定める付録法第４号様式による解散届２通に、破産手続開始の決定を証する書面を添えて、本会に提出しなければならない。

４　第５条第３項第１号の法人会員が、本会の区域外に事務所を移転し本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第１４号様式による退会届２通を提出しなければならない。

５　第２項の規定は、前項の届出に準用する。

６　第５条第３項第２号の法人会員は、従たる事務所を本会の区域外に移転し、又は廃止し本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨の登記をしたときは、速やかに連合会の定める付録法第１５号様式による退会届２通を本会に提出しなければならない。

７　前項の届出には、従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した閉鎖登記事項証明

書を添付しなければならない。
８　本会は、法人会員から第１項、第３項、第４項又は第６項の届出の提出を受けたときは、遅滞なく、第２項、第３項、第５項又は前項の書面を添えて、うち１通を連合会に送付しなければならない。

（司法書士会員の退会の効力発生時期）

第１６条　第１３条第１項の退会届を提出した司法書士会員は、登録の取消しのときに退会する。
２　退会届を提出した司法書士会員は、第２４条の会員並びに第２８条第１項、第２８条、第３９条及び第４１条の司法書士会員に含まれないものとする。

（届出事務手数料）

第１７条　法人会員が法第３５条、法第４４条第３項及び法第４５条第３項又は法人名簿の記載事項の変更の届出をするときは、別紙第２に定めるところにより事務手数料を納入しなければならない。

（通　知）

第１８条　本会は、次の各号の場合には、当該各号に掲げる書面を当該各号に掲げる支部に送付する。

（１）入会があったとき	司法書士名簿又は法人名簿の写しを、その者が所属する支部に
（２）司法書士会員の退会があったとき	連合会からの登録取消通知書の写し又は変更の登録通知書の写しを、その者が所属していた支部に
（３）法人会員の退会があったとき	退会届の写しを、その者が所属していた支部に
（４）会員名簿の記載事項に変更があったとき	変更届の写しを、その者が所属する支部に

２　本会は、入会届を提出した者が会員となったとき、又は第６条第１項の入会届が失効したときは、その者に対し、その旨を通知する。

（会員名簿）

第１９条　本会に会員名簿を備える
２　司法書士会員名簿は、連合会から送付を受けた司法書士名簿の副本を編綴して調製する。
３　法人会員名簿は、提出された法人名簿を編綴して調製する。
４　会員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。
５　司法書士会員が死亡し、退会したものとみなされ、又は登録の取消しを受けたときは、その者を司法書士会員名簿から除くものとする。
６　法人会員が退会したときは、その者を法人会員名簿から除くものとする。

（会員証及び司法書士徽章の交付）

第２０条　本会は、入会した司法書士会員に、会員証及び連合会の定める第３号様式による司法書士徽章を交付しなければならない。
２　会員証及び司法書士徽章の交付等については、別に規程で定める。

（会員証等の返還）

第２１条　司法書士会員は、退会届提出のときに会員証及び司法書士徽章を本会に返還しなければならない。業務停止の処分を受けたときも、同様とする。
２　司法書士会員は、変更の登録により本会を退会したときは、変更の登録のときに会員証を本会に返還しなければならない。
３　法人会員が業務の全部停止又は解散の処分を受けたときは、当該法人の社員は、会員証及び司法書士徽章を返還しなければならない。

（会員に対する通知等）
第２２条　会員に対する通知、勧告又は書面の送達は、次の各号の事務所に対して行う。
（１）司法書士会員に対しては、会員名簿に記載された事務所。ただし、法人会員の社員である司法書士会員又は法人会員の使用人である司法書士会員に対しては、法人名簿に記載された法人会員の事務所
（２）第５条第３項第１号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された主たる事務所
（３）第５条第３項第２号の法人会員に対しては、法人名簿に記載された従たる事務所
２　前項の通知、勧告又は書面の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第３節　入会金及び会費

（入会金）
第２３条　本会に入会しようとする者は、第６条第１項の入会届を提出するときに、別紙第１第１項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。ただし、その者が入会するに至らなかったときは、その者に入会金を返還しなければならない。
２　本会に入会した法人会員は、第７条第１項又は第８条第１項の入会届を提出するときに、別紙第１第１項に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。
３　第１４条の規定により退会した者が、再び入会しようとするときは、入会金に滞納会費額を加算して支払わなければならない。ただし、その者が入会するに至らなかったときは、入会金を返還しなければならない。
（会　費）
第２４条　会員は、別紙第１第２項に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
（会費の延納、減免及び返還）
第２５条　司法書士会員は、疾病、傷害若しくはその他の事由により司法書士業務を執ることに支障がある場合又は被災したことにより会費の納入が困難な場合には、会費の延納、減額又は免除の申出をすることができる。
２　法人会員は、事務所が被災したことにより、会費を納入することが困難な場合には、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。
３　前２項の対象となる会費の延納、減額又は免除の要件及び期間については、別に規則で定める。
４　会費の延納、減額又は免除の手続に関し必要な事項は、別に規程で定める。
５　本会は、司法書士会員が退会した場合において、過納の会費があるときは、当該司法書士会員であった者又はその遺族の請求により、その会費を返還しなければならない。
６　本会は、法人会員が退会した場合において過納の会費があるときは、当該法人会員の請求により、その会費を返還しなければならない。

第３章　会の機関

第１節　役　員

（役　員）
第２６条　本会に、次の役員を置く。
（１）会　長　１人
（２）副会長　２人以上３人以内

（３）理　事　７人以上１０人以内
（４）監　事　２人以内
２　理事のうち５人以内を常任理事とする。

（役員の職務）
第２７条　会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。
２　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
３　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。
４　常任理事は、会長、副会長を補佐し、会長の定めるところにより、会の常務を分掌する。
５　監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。
６　監事に事故があるとき、又は監事が欠員のときは、あらかじめ総会の決議により定められた者がその職務を行う。
７　監事は、本会の他の役員を兼ねることができない。
（役員の選任）
第２８条　役員は、司法書士会員のうちから、総会で選任する。
２　法人会員は、役員の選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。
３　役員の選任に関し必要な事項は、別に役員等選任規則で定める。
（役員の任期）
第２９条　役員の任期は、就任後の第２回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。
３　役員が、任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、その役員は後任者が就職するまでその職務を行う。
４　常任理事は、理事のうちから理事会に諮り、会長が任命する。

（役員の退任）
第３０条　役員は、退会したとき、法第４７条第２号の処分を受けたとき、又は総会において解任の決議があったときは、退任する。
（役員手当）
第３１条　役員には、役員手当を支給することができる。
２　役員手当の支給に関して必要な事項は、別に規則で定める。
（役員の守秘義務）
第３２条　役員は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする。

第２節　理事会

（理事会の組織及び招集）
第３３条　理事会は、会長、副会長及び理事（以下この節において「理事会の組織員」という。）で組織する。
２　理事会は、会長が招集する。
３　理事会を招集する場合には、会日から１週間前までに副会長及び理事に対してその通

知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
４　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
５　理事会は、副会長及び理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

（理事会の決議）

第３４条　本会の業務執行は、理事会の決するところによる。
２　理事会の議長は、会長とする。
３　理事会の決議は、理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。可否同数のときは、議長が決する。
４　理事会の決議について特別の利害の関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

（書面による決議）

第３５条　会長は、理事会の組織員の全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。
２　前項の場合において、決議の目的である事項について、理事会の組織員の過半数が書面をもって同意を表したときは、理事会の決議があったものとみなす。
３　会長は、遅滞なく、決議の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。
４　理事会に関する規定は、書面による決議に準用する。

（理事会の議決事項）

第３６条　次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
（１）事業計画に関する事項
（２）総会に付議すべき事項
（３）支部長会に付議すべき事項
（４）支部長会の決議により審議を請求された事項
（５）規程及び細則の制定及び改廃
（６）会長から付託された事項
（７）前各号に掲げるもののほか、本会の業務の執行に関する事項

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、議事録を作らなければならない。
２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席したその他の理事会の組織員のうち２人が署名、押印しなければならない。

第３節　総　会

（総　会）

第３８条　総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の組織）

第３９条　総会は、司法書士会員で組織する。

（総会の招集）

第４０条　定時総会は毎会計年度終了後２月以内に、臨時総会は必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。
２　総会を招集する場合には、会日から２週間前までに司法書士会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
３　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければなら

ない。

（総会の特別招集）

第４１条　会長は、支部長会の決議により、又は司法書士会員の３分の１以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、請求があった日から１か月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

２　前項の請求があった日の翌日から３週間以内に会長が総会招集の通知を発しないときは、同項の請求者（支部長会の決議により請求する場合は、その議長）が総会を招集することができる。

（総会の議決事項）

第４２条　次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

（１）予算及び決算に関する事項
（２）会則の制定及び変更に関する事項
（３）規則の制定及び改廃に関する事項
（４）重要な財産の取得、処分及び多額な債務の負担に関する事項
（５）役員の選任及び解任に関する事項
（６）綱紀調査委員及びその予備委員の選任及び解任に関する事項
（７）理事会又は支部長会において総会に付議すべき旨議決した事項
（８）総会において、審議することを相当と議決した事項

（議決の要件）

第４３条　総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した司法書士会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

２　司法書士会員は、他の司法書士会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

３　第３４条第４項の規定は、総会の決議について特別の利害の関係を有する者の議決権について準用する。

（議決権）

第４４条　司法書士会員は、１個の議決権を有する。

（特別決議の要件）

第４５条　第４２条第２号、第４号、第５号のうち役員の解任並びに第６号のうち綱紀調査委員及びその予備委員の解任に関する事項の決議は、司法書士会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。

（議　長）

第４６条　総会の議長は、総会で選任する。

（議事録）

第４７条　総会の議事については、議事録を作らなければならない。

２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した司法書士会員２人が署名、押印しなければならない。

第４節　委員会

（綱紀調査委員会）

第４８条　本会に綱紀調査委員会を置く。

２　綱紀調査委員会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

３　綱紀調査委員会は、綱紀調査委員（以下この節において「委員」という。）５人以上１０人以内をもって組織する。

４　委員の任期は、就任後の第２回目の定時総会の終結の時までとする。

５　委員には、会員のほか、学識経験者を選任しなければならない。

６　会員である委員の選任は、別に定める役員等選任規則による。
７　会員でない委員は、総会において選任し、又は解任する。
８　会員である委員は、本会の役員を兼ねることができない。
９　会員である委員は、退会したとき、法第４７条第１号若しくは第２号の処分を受けたとき又は総会において解任の決議があったときは退任する。
10　綱紀調査委員会に必要な事項は、別に規則で定める。
11　第２９条第２項の規定は、委員に準用する。
12　第２８条第２項の規定は、会員である委員の選任について準用する。

（綱紀調査委員会の予備委員）

第４８条の２　本会は、綱紀調査委員会に会員でない学識経験者である１人又は２人以上の予備委員を置く。
２　会長は、会員でない委員に事故のあるとき又はその委員が欠けたときは、予備委員の中からその職務を行う者を指名する。
３　前条第４項、第７項及び第１１項の規定は、予備委員について準用する。

（綱紀調査委員会の調査等）

第４９条　何人も、本会に対し、会員の綱紀に関して適当な措置を講ずることを申し出ることができる。
２　会長は、次に掲げる事由が存するときは、綱紀調査委員会にその調査を付託させなければならない。
（１）会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反すると思料するとき、又は違反するおそれがあると認めるとき。
（２）施行規則第４２条第２項による調査の委嘱を受けたとき。
３　綱紀調査委員会は、前項の調査の結果を書面で会長に報告しなければならない。
４　綱紀調査委員会は、委員の過半数が、会員について第２項の調査をすることを相当と認めるときは、書面で会長に事由の説明を添えて意見を述べることができる。

（委員の職責）

第５０条　委員は、その職務を行うには、会員の人権を尊重し、かつ、公正でなければならない。
２　委員（委員であった者を含む。）は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（委員の除斥）

第５１条　委員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。
（１）第４９条第２項の調査（以下この節において「調査」という。）の対象となった会員と使用関係にあるとき
（２）調査の対象となった会員と親族であるとき又はあったとき。
（３）調査の対象となった会員の補助人又は補助監督人であるとき。
（４）調査の対象となった会員が当該委員の補助人又は補助監督人であるとき。
２　会員である委員は、前項のほか、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。
（１）調査の対象となったとき。
（２）調査の対象となった法人会員の社員又は使用人であるとき。

（委員の忌避及び回避）

第５１条の２　調査の対象となった会員は、委員について調査の公正を妨げるべき事情があるときは、綱紀調査委員会に対し、その事情を明らかにして、当該委員の忌避を申し立てることができる。
２　委員は、自己に前項の事情があると思料するときは、綱紀調査委員会の許可を得て、その事案について職務の執行を回避することができる。

（除斥又は忌避の決議）
第５１条の３　綱紀調査委員会は、委員に除斥の事由又は忌避の事情があると認めるときは、除斥又は忌避の決議をする。
２　前項の場合において、当該委員は決議に関与することができない。
３　除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。
（会員の調査受忍義務）
第５２条　会員は、正当な事由がなければ、綱紀調査委員会の調査及び参考人としての事情聴取を拒んではならない。
（その他の委員会）
第５３条　本会は、必要がある場合には、理事会の決するところにより、特定の事項を行うため、特別委員会を設けることができる。
２　前項の特別委員会につき必要な事項は、理事会で定める。

第５節　業務分掌

（業務の分掌）
第５４条　本会に、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。
（１）総務部
（２）経理部
（３）企画部
（４）相談事業部
（５）研修部
（６）広報部
２　前項各号の部に部長１人を置くものとし、副会長及び常任理事のうちから理事会に諮り、会長が任命する。
３　第１項各号の組織は、理事会で定める。
（総務部）
第５５条　総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
（２）会員の執務の指導及び連絡に関する事項
（３）会長印その他の会印の管守に関する事項
（４）文書の接受、発送及び保守に関する事項
（５）会員の入会及び退会その他人事に関する事項
（６）福利厚生に関する事項
（７）公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
（８）連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
（９）司法書士法人の届出の事務に関する事項
(10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
(11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
(12) 本会及び会員に関する情報の管理等に関する事項
(13) 司法書士法施行規則第４１条の２に基づく司法書士法等違反の調査に関する事項
(14) その他他の部の所掌に属さない事項
２　前項第１２号に規定する事項のうち、公開する情報は、別に規則で定める。
（経理部）
第５６条　経理部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）入会金及び会費の徴収に関する事項
（２）予算及び決算に関する事項

（３）金銭及び物品の出納に関する事項
（４）資産の管理に関する事項
（５）業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

（企画部）

第５７条　企画部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
（２）業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
（３）講演会及び講習会等の開催に関する事項
（４）業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項

（相談事業部）

第５７条の２　相談事業部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）相談事業に関する事項
（２）裁判外紛争解決手続の実施に関する事項

（研修部）

第５７条の３　研修部は、研修に関する事務をつかさどる。
２　研修に関する事項は別に規則で定める。

（広報部）

第５７条の４　広報部は、広報活動に関する事務をつかさどる。

（事務員）

第５８条　本会に、その事務を処理するため必要な有給の事務員を置くことができる。

第４章　資産及び会計

（会計年度）

第５９条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（経　費）

第６０条　本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。
（１）会費
（２）入会金
（３）登録事務交付金
（４）法人会員届出事務手数料
（５）寄附金
（６）その他の雑収入

（予　算）

第６１条　会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。
２　会長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

（予算外支出）

第６２条　会長は、支出予算については、各款、項に定める目的のほかにこれを使用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合又は理事会の議決を経た場合は、この限りでない。
２　会長は、前項ただし書後段の規定により支出をしたときは、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

（財務諸表）

第６３条　会長は、毎会計年度末現在において公益法人会計基準に基づく計算書類を作成しなければならない。

（収支計算書）
第６４条　会長は、前条の計算書類を、監事に提出しなければならない。
２　監事は、前項の計算書類を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
３　会長は、定時総会に前項の計算書類を提出しなければならない。
（資産の管理）
第６５条　本会の資産は、会長が管理する。
（財産の請求制限）
第６６条　会員は、退会した場合において、本会に対しこの会則に別段の定めのある場合を除き、財産上の請求をすることができない。

第５章　支部及び支部長会

第１節　支　部

（支　部）
第６７条　本会は、会員の業務の改善及び本会と会員との連絡調整を図るため、支部を設ける。
２　会長は、支部の名称及び区域を定める。
３　前項の区域内に事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。
（支部長の報告義務）
第６８条　支部長は、支部会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。
２　支部長は、支部の毎会計年度終了後２月以内に、支部の事務費に関する決算報告書を会長に提出しなければならない。
（支部規則）
第６９条　この会則に別段の定めのある場合を除き、必要な事項は、別に支部規則で定める。
２　前項の支部規則を定め、又はこれを変更するには、会長の承認を受けなければならない。
（支部の役員）
第７０条　支部に、支部長１人、副支部長１人及び支部規則に定めるその他の役員を置く。
２　支部長は、支部を代表し、副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
３　支部の役員は、支部の総会で選任する。
４　支部長は、本会の役員を兼ねることができない。
５　支部の役員の任期は、就任後の本会の第２回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任されることができる。
６　第２８条第２項、第２９条第２項及び第３項、第３０条並びに第３２条の規定は、支部の役員に準用する。

第２節　支部長会

（支部長会）
第７１条　支部長会は、支部長で組織する。
２　次に掲げる事項は、支部長会の議決を経なければならない。
（１）理事会に請求すべき事項

（２）総会若しくは理事会の決議により又は会長から付託された事項
（３）その他本会の適正円滑な運営を図るために必要な事項
３　支部長会は、会長に本会の運営に関して建議することができる。

（支部長会の議長及び副議長）

第７２条　支部長会に、議長及び副議長各１人を置く。
２　議長及び副議長は、支部長が互選し、その任期は、就任後の本会の第２回目の定時総会の終結のときまでとする。
３　議長は、支部長会を代表し、副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
４　議長及び副議長は、支部長の資格を喪失したとき、退任する。

（招集及び決議）

第７３条　支部長会は、会長又は議長が招集する。
２　支部長会の決議は、支部長の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。
３　支部長は、１個の議決権を有する。

（書面による決議）

第７４条　支部長会議を招集しようとする者は、緊急を要する事項について、書面による決議を求めることができる。
２　前項の場合において、支部長の３分の２以上が当該事項について、書面による同意を表したときは、支部長会議の決議があったものとみなす。
３　前項の決議があったときは、その議決を求めた者は、遅滞なく、決議の結果を支部長に通知しなければならない。
４　第７３条第２項及び第３項の規定は、書面による決議に準用する。

（本会の役員の出席）

第７５条　本会の役員は、支部長会に出席して意見を述べることができる。

（準用規定）

第７６条　第３４条第４項、第４０条第２項及び第３項並びに第４７条の規定は、支部長会に準用する。

第６章　研　修

（研修の実施）

第７７条　本会は、倫理、実務等に関する研修を開催しなければならない。
２　本会が実施する研修について必要な事項は、別に規則で定める。

（資質の向上）

第７８条　司法書士会員は、本会及び連合会会則第８９条のブロック会並びに連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第７章　業務賠償責任保険

（業務賠償責任保険）

第７８条の２　本会は、次の方法のいずれかにより、会員の全てが業務賠償責任保険の被保険者となる措置をとる。
(1) 本会が保険会社と契約する方法
(2) 他の司法書士会と共同して保険会社と契約する方法
(3) 連合会に保険契約を委託する方法

（会業務賠償責任保険）

第７８条の３　本会は、連合会が加入する会業務賠償責任保険の被保険者となる。

（事故処理委員会）

第７８条の４　本会は、前２条及び前条に定める保険の事故処理の適正かつ円滑な運用を図るために、事故処理委員会を置く。

（通知等）

第７８条の５　本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連合会に報告するとともに、第７８条の２第１号又は第２号に定める保険契約をした保険会社に通知し、保険契約の変更手続を行い、又は変更手続を委託する。

(1) 会員の入会があったとき。

(2) 会員の退会があったとき。

(3) 入会が失効したとき。

(4) 会員が法第４７条第２号の処分又は法第４８条第１項第２号若しくは第２項第２号の処分を受けたとき。

(5) その他必要なとき。

（会員の報告義務）

第７８条の６　会員は､保険金の請求を行うおそれのある事故が発生した場合は、本会及び保険会社に速やかに報告しなければならない。

２　前項の報告を怠ったことによる責任は、当該会員が負わなければならない。

（会員の協力）

第７８条の７　保険金の請求者である会員は、事故処理委員会が行う調査に対し協力しなければならない。

２　会員は、前項の会員の復代理人であったときその他事故に関係するときは、前項の調査に協力するよう努めなければならない。

（中央事故処理審査会との関係）

第７８条の８　事故処理委員会は、他の司法書士会の事故処理委員会及び連合会の中央事故処理審査会と連携して、その業務を行うものとする。

（規程への委任）

第７８条の９　業務賠償責任保険に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第８章　品位保持

（品位の保持等）

第７９条　司法書士会員は、法律学その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、たえず人格の向上を図り、司法書士としての品位を保持しなければならない。

２　会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（非司法書士との提携禁止）

第８０条　会員は、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（以下この条において「非司法書士」という。）に、自己の名義を貸与する等、非司法書士が司法書士の業務を取り扱うことに協力し、又は援助してはならない。

２　会員は、非司法書士から事件のあっせんを受けてはならない。ただし、法令の規定により事件のあっせんを行うことができない者以外の者から、事件のあっせんを受けるときは、この限りでない。

（違法行為の助長の禁止）

第８１条　会員は、詐欺的行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（利益享受等の禁止）

第８２条　会員は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

（依頼を受けることのできない業務）

第８３条　司法書士会員の使用人である司法書士会員は、次に掲げる事件を受任することができない。

(1) 使用者である司法書士会員が、相手方の依頼を受けて受任した事件に関する裁判書類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務

(2) 使用者である司法書士会員が、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件に関する簡裁訴訟代理等関係業務

（３）　使用者である司法書士会員が、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくものと認められる簡裁訴訟代理等関係業務

２　司法書士会員の使用人であった司法書士会員は、使用人として業務に従事していた期間内に、使用する司法書士が受任し、自らが関与した前項各号の事件について、受任することができない。

（係争目的物の譲受）

第８４条　会員は、受任している事件について係争の目的物を譲り受けてはならない。

（不当誘致行為の禁止）

第８５条　会員は、不当な金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

（広　告）

第８６条　会員は、虚偽若しくは誇大な広告又は品位を欠く広告をしてはならない。

第９章　執務通則

（依頼事件の処理）

第８７条　会員は、特別の理由がない限り、依頼の順序に従い、速やかに業務を取り扱わなければならない。

（書類の作成）

第８８条　会員は、法令又は依頼の趣旨に沿わない書類を作成してはならない。

（報酬の明示）

第８９条　会員は、依頼者に対し、その報酬の金額又は算定方法を事務所の見易い場所に掲示する等により、明示しなければならない。

（領収書）

第９０条　会員は、依頼者から支払を受けたときは、報酬額とその他の費用を明確に区分した領収書正副２通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。

２　前項の副本は、作成の日から３年間保存しなければならない。

（預り金の取扱い）

第９０条の２　会員は、依頼者から預り、又は依頼者のために預った金銭については、自己の金銭と明確に区別し得る方法で保管し、かつ、その保管の記録を作成し、これを管理しなければならない。

２　前項の記録は、磁気ディスクにより行うことができる。

３　預り金の取扱いに関し必要な事項は、別に規則で定める。

（事件簿）

第９１条　会員は、連合会の定める様式により事件簿を調製しなければならない。

２　前項の事件簿は、磁気ディスクにより記録することができる。

（依頼者等の本人確認等）
第９１条の２　会員は、業務（相談業務を除く。）を行うに際し、依頼者及びその代理人等の本人であることの確認並びに依頼の内容及び意思の確認を行い、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。
２　前項の記録は、事件の終了時から１０年間保存しなければならない。
３　前２項について必要な事項は、理事会において定める。
（契約書の作成）
第９２条　会員は、依頼者とその業務に関する委任契約を締結するときは、契約書を作成するよう努めなければならない。
（業務報告）
第９３条　会員は、毎年１月末日までに、連合会の定める第４号様式により、前年に処理した事件の総数を記載した業務報告書を会長に提出しなければならない。
２　業務報告書に記載する件数は、事件簿に基づき記載しなければならない。
３　会長は、第１項の業務報告書を受理したときは、総合計表を作成し、毎年３月末日までに連合会の会長に提出しなければならない。
４　業務報告書の記載について必要な事項は、別に規程で定める。
（司法書士会員の表示）
第９４条　司法書士会員は、その事務所に司法書士事務所である旨及びその事務所を事務所所在地とする司法書士の氏名を表示しなければならない。
２　司法書士会員は、その申請により事務所の名称を司法書士名簿に記載したときは、前項に定める表示のほか、その名称を事務所に表示しなければならない。
３　司法書士会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中その表札を撤去する等、司法書士事務所であることについての表示を止めなければならない。
（法人会員の表示）
第９５条　法人会員は、その名称及びその事務所を事務所の所在地とする司法書士会員の氏名をその事務所に表示しなければならない。
２　本会の区域内に従たる事務所を有する法人会員は、従たる事務所につき前項に掲げる事項のほか、主たる事務所の所在地を表示しなければならない。
３　前条第３項の規定は、法人会員が業務の全部の停止の処分を受けたときに準用する。ただし、一部の事務所に関する処分であるときは、当該事務所につき準用する。
（名称の制限）
第９６条　司法書士会員又は第５条第３項第１号の法人会員は、本会の区域内で既に司法書士名簿に記載されている司法書士会員の事務所の名称又は法人会員の名称と同一の名称を使用してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
（１）司法書士会員が、その氏又は氏名（職名を含む。）を使用する場合
（２）法人会員が、社員の氏又は氏名（職名を除く。）を用いる場合
（３）司法書士会員が、現に司法書士名簿に記載されている名称を当該司法書士会員が社員となって設立する司法書士法人の名称として使用する場合
（会員証の携行及び司法書士徽章の着用義務）
第９７条　司法書士会員は、業務を行うときは、会員証を携行し、かつ、司法書士徽章を着用しなければならない。
（会則等の遵守義務）
第９８条　会員は、連合会並びに本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議を守らなければならない。
（届出）
第９９条　会員は、法又は施行規則の規定に基づき法務局又は地方法務局の長に書面を提

出するには、その支部及び本会を逐次経由しなければならない。
２　会員は、会則の規定に基づき、本会に書面を提出するには、支部を経由しなければならない。ただし、第６条から第８条までの規定による入会届、第９条の規定による印鑑届及び第９３条の規定による業務報告書を提出するときは、この限りでない。

第１０章　補助者

（補助者に関する届出）
第１００条　会員は、補助者を置いたとき又は置かなくなったときは、遅滞なく本会の定める様式により届け出なければならない。
２　本会に、前項の届出を編綴した補助者名簿を備える。
３　会員は、補助者名簿の記載事項に変更が生じたときは、本会の定める様式により届け出なければならない。
４　本会は、第１項又は前項の届出があったときは、その旨を高知地方法務局の長に通知しなければならない。
（補助者等の使用責任）
第１０１条　会員は、その補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にするよう注意しなければならない。
２　会員は、正当な事由がある場合でなければ、会員が業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を、補助者若しくは使用人又は他の従業員が他に漏らさないよう、指導しなければならない。
３　会員は、前２項の注意義務を怠ったため、補助者が依頼者に損害を与えたときには、その責めを負わなければならない。
４　会員は、本会等が行う補助者研修会に、補助者を出席させるように努めなければならない。

第１１章　会の指導、調査及び注意勧告

（会員に対する指導及び調査）
第１０２条　会長は、司法書士業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員から報告を求め、その会員に必要な指示又は指導をすることができる。
２　会員は、前項の指示又は指導に従わなければならない。
３　会長は、必要があると認めたときは、会員の業務を調査することができる。
４　会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。
（注意勧告）
第１０３条　本会は、会員が法若しくは施行規則又は連合会会則若しくはこの会則に違反するおそれがあると認めるときは、綱紀調査委員会の調査を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
２　会員は、前項の注意又は勧告に従わなければならない。
３　第１項の注意又は勧告に必要な事項は、別に規則で定める。
（再調査の申立て）
第１０４条　前条第１項の規定により、注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から３０日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立てをすることができる。
２　本会は、前項の再調査の申立てがあったときは、理事会で調査の上、必要な措置を講

ずるものとする。
３　本会は、前項の措置に関し、連合会の意見を聴くことができる。
（資料及び業務執行状況の調査）
第１０５条　本会は、法第６０条又は施行規則第４２条第３項の規定により、法務局又は地方法務局の長に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係資料又は執務状況を調査することができる。
２　第１０２条第４項の規定は、前項の調査に準用する。
（準用規定）
第１０６条　前条の規定は、第４９条第２項及び第１０４条第２項の調査に準用する。
（法務局長等への報告）
第１０６条の２　本会は、施行規則第４２条第２項の規定による調査の結果が法又は施行規則に違反する事実がある旨の報告をする場合には、法務局又は地方法務局の長への報告に、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見を付すものとする。
２　前項の規定は、本会が法第６０条の規定により法務局又は地方法務局の長に報告する場合において、その報告が綱紀調査委員会の調査を経たものであるときに、準用する。
３　本会は、前２項の報告をする場合には、懲戒処分として相当と思料する量定に関する意見又は懲戒処分不相当とする意見の妥当性について、連合会に意見を求めなければならない。
４　本会は、第１項及び第２項の報告に、前項の規定による連合会の意見を付すものとする。
５　第１項又は第２項の意見について必要な事項は、別に規則で定める。
（公共嘱託登記司法書士協会に対する助言）
第１０７条　本会は、本会の会員が社員である公共嘱託登記司法書士協会に対し、その運営に関し必要な助言をすることができる。

第１２章　紛議の調停

（紛議の調停）
第１０８条　本会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行うため、紛議調停委員会を置く。
２　紛議の調停に必要な事項は、別に規則で定める。
（会員の出頭義務）
第１０９条　会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、紛議調停期日に出頭しなければならない。

第１３章　表彰及び慶弔

（会員の表彰及び慶弔）
第１１０条　会長は、理事会に諮り本会の向上発展に特に功績があった会員を表彰することができる。
２　会長は、慶弔規程を別に定めることができる。

第１４章　司法書士の登録に関する事務

（司法書士の登録等の事務）

第１１１条　本会は、司法書士の登録に関し、連合会会則第５３条において定める事務を行う。

２　本会は、司法書士会員の登録又は変更の登録の申請書を受け付けたときは、当該登録等の申請者が入会の手続をとった旨及びその他必要な意見を付して連合会に送付するものとする。

３　会長は、前項の規定に関し必要がある場合は、登録調査委員会に調査をさせることができる。

４　会長は、登録等又は登録の取消しについて登録調査委員会に調査させたときは、その報告に基づき、調査の結果を連合会に報告しなければならない。

（登録調査委員会）

第１１２条　本会に、登録調査委員会を置く。

２　登録調査委員会は、登録又は変更の登録を申請した者の登録等に関し、必要な調査を行う。

３　登録調査委員会は、前項に定めるもののほか、連合会から本会が委託を受けた登録取消事由の事実の有無に関し、必要な調査を行う。

４　登録調査委員会は、委員５人をもって組織する。

５　委員は、司法書士会員のうちから、理事会に諮り、会長が委嘱する。

６　登録調査委員会は、委員長が招集する。

７　委員の任期は、就任後の第２回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任されることができる。

８　委員は、委員長及び副委員長各１人を互選する。

９　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、副委員長に事故があるときは、委員の互選により委員長の職務を代理するものを定める。

１０　第２９条第２項及び第３項、第３０条並びに第５０条から第５１条の３までの規定は登録調査委員会の委員に、第４９条第３項の規定は登録調査委員会に、第５２条の規定は登録調査委員会の調査に準用する。この場合において、第５０条から第５１条の３までの規定中「委員」とあるのは「登録調査委員会の委員」と、第５０条から第５１条の２まで及び第５２条中「会員」とあるのは、登録の申請の場合は「登録の申請をした者」と、変更の登録の申請の場合は「変更の登録を申請した者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（連合会への報告）

第１１３条　本会は、司法書士会員が法第１５条第１項各号のいずれかに、又は法第１６条第１項各号のいずれかに該当したとき、又は該当すると思料したときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。

２　本会は、法第６１条の規定により、会員に対し、注意を促し、又は勧告をしたときは、書面により、連合会にその旨及びその事由を報告するものとする。

３　本会は、司法書士会員が法第４７条第１号若しくは第２号の処分を受けたとき、又は法人会員が法第４８条第１項第１号若しくは第２号若しくは第２項第１号若しくは第２号の処分を受けたときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。

４　本会は、司法書士会員が第１４条の規定により本会を退会したものとみなしたときは、書面により、連合会にその旨を報告するものとする。

第１５章　補　則

（連合会の代議員）

第１１４条　連合会会則第１９条第１項の代議員は、司法書士会員のうちから総会で選出する。

２　第２８条第２項、第２９条及び第３０条の規定は、前項の代議員に準用する。

（名誉会長、顧問及び相談役）

第１１５条　本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

２　名誉会長は、会長が、総会の承認を得て委嘱する。

３　顧問及び相談役は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

４　名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、そのときに退任するものとする。

（規程及び細則への委任）

第１１６条　この会則の施行に必要な規程及び細則は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この会則（以下「新会則」という。）は司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和４２年法律第６６号）の施行の日から実施する。

（経過措置）

２　新会則の施行前に既に効力が生じた事項については、なお従前の例による。ただし、新会則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

３　新会則の変更前の会則（以下「旧会則」という。）の規定により選任された会長、副会長、理事、監事、及び綱紀委員（予備委員を含む）並びに支部役員は、新会則の施行と同時に退任するものとする。

４　本会は、新会則の施行前にあらかじめ新会則の規定により、会長、副会長、理事、監事及び綱紀委員（予備委員を含む）代議員並びに支部役員を選任しておかねばならない。

５　新会則施行の際、現に会員である者は、新会則施行後遅滞なく第５条第２項に掲げる事項を記載した書面３通に同条第３項第２号の履歴書及び同項第３号の写真を添えて、本会に提出しなければならない。

６　前項の書面は、連合会で定める様式によらなければならない。

７　新会則の施行の際、現に使用されている司法書士法施行規則の一部を改正する省令（昭和４２年法務省令第６３号）の改正前の施行規則第２０条及び第２１条の規定により調整された領収書及び事件簿は、第８４条及び第８５条の規定にかかわらず同条に定められる領収書及び事件簿として使用することができる。

８　新会則施行の際の未納の会費は、なお、旧会則別表第１号の定める額による。

９　前納された旧会則別表第１号による会費のうち、新会則施行後の翌月以後に応当す

る月の会費の額は、新会則の別紙第１に定める額とする。

附　則

（施行期日）

１　この会則（以下「改正会則」という。）は認可の日から施行する。ただし第９６条の２については昭和４７年４月１日以降連合会で定める日から施行する。

２　第２１条別紙第１に規定する会費の額は、改正会則施行の年にあっては月割計算とし、前項ただし書に定める施行の日の属する月から適用する。

３　前納された改正前の会則第２１条別紙第１による会費については第１項ただし書に定める施行の日の属する年以降の会費の額は改正会則第２１条別紙第１の定めによる額とする。ただし改正会則施行の年は月割計算とし、第１項ただし書に定める施行の日の属する月から適用する。

４　前項の場合において、本会は、前納された改正前の会則第２１条別紙第１による会費との差額を追徴することができる。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和４８年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和５４年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和５５年９月１０日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和５７年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和５７年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

改正後の会則は、認可の日から施行する。ただし、第２１条別紙第１入会金及び会費の額に関する規定の２会費の金額に関する規定は、昭和５９年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和６０年９月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この会則（以下「改正会則」という。）は、認可の日から施行する。ただし、第３条中第２号の号を加える改正規定、第５条中第２項及び第４項の改正規定並びに第４項の次に３項を加える改正規定、第９条中第１項の改正規定及び同項の次に２項を加える改正規定、第１０条中第１項の次に３項を加える改正規定、第１１条の改正規定、第１３条中第２項の改正規定、第５１条中第６号の次に２号を加える改正規定（改正会則第５１条第７号に係る部分を除く。）、第５６条中第２号の次に１号を加える改正規定及び第１１章の次に１章を加える改正規定並びに第１２条中第２項を削る改正規定は、昭和６１年６月１日から施行する。

（会員名簿に関する経過措置）

２　改正会則施行の際、現に備える会員名簿は、改正会則第１３条第２項により調製した会員名簿とみなす。

附　則

（施行期日）

改正会則は、認可の日（昭和６３年９月９日）から施行する。

「会則中第８３条の改正」

附　則

（施行期日）

改正会則は、昭和６３年１０月１日から施行する。

「会則別紙第２　司法書士報酬規定を別紙のとおり改正する。」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成元年７月１日から施行する。

「会則別紙第２　司法書士報酬規定を別紙のとおり改正する。」

附　則

（施行期日）

第２１条別紙第１入会金及び会費に関する規定中２会費の金額に関する規定は平成２年４月１日に遡り施行する。

附　則

（施行期日）

この会則は、平成３年７月１日より施行する。

「会則別紙第２　司法書士報酬規定を別紙のとおり改正する。」

附　則

（施行期日）

改正会則は、認可の日（平成４年１２月１６日）から施行する。

「入会金に関する規定　会則中第２０条及び別紙第１の１」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成４年４月１日に遡り施行する。

「会費に関する規定　会則中第２１条及び別紙第１の２以下」

附　則

（施行期日）

改正会則は、認可の日（平成４年１２月１６日）から施行する。

「会則中第９７条の３の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、認可の日（平成６年１２月２日）から施行する。

「会則中第２０条・第２１条・第２１条の２（新設）及び別紙第１の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成７年１月１日から施行する。

「会則別紙第２　司法書士報酬規定の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、認可の日（平成７年９月２２日）から施行する。

「会則第８６条（業務報告）の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成９年７月１日から施行する。

「会則別紙第２　司法書士報酬規定の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成９年５月１７日から施行する。

「定額会費の納入に関する規定　別紙第１の３」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成１０年７月１日から施行する。

「会則中第７７条・第８１条・第９５条及び別紙第２の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、認可の日（平成１１年１０月５日）から施行する。

「会則第３条（事業）の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成１２年１月１日から施行する。

「会則第８５条（事業）及び第８６条（業務報告）の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成１３年１０月２日から施行する。

「会則第７６条（不当誘致行為の禁止）及び第７７条（広告）の改正」

「会則第９６条の２（連合会への委託）の削除」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成１４年６月１日よりから施行する。

「会則第２１条（会費）別紙第１条第２項（１）の改正」

附　則

（施行期日）

この会則は、平成１５年１月１日から施行する。

「会則第８１条（報酬額基準表の掲示）の削除及び第９５条（報酬の明示）の改正」

附　則

（施行期日）

1　この会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十三号）の施行の日（平成１５年４月１日）から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この会則は、認可の日（平成１６年１１月１５日）から施行する。

「司法書士業務賠償責任保険制度創設に伴う会則の改正」

附　則

（施行期日）

1　この会則は、認可の日（平成１７年１０月３日）から施行する。

「会則第３条（事業）、第７条（法人会員の入会手続）、第８条、第１０条（変更届）、第１１条（司法書士法人の解散届）、第１２条（司法書士法人の合併届）、第１５条（法人会員の退会を下旨の届）、第５４条（業務の分掌）、第５５条（総務部）の改正、第５７条の２（相談事業部）、第７８条の３（業務賠償責任保険）の新設、第７８条の３から第７８条の７までを第７８条の４から第７８条の８に改め、第８０条（非司法書士との提携禁止）の改正、第９０条の２（預り金の取扱い）の新設、第９９条の改正」

附　則

（施行期日）

1　この会則は、認可の日（平成１８年９月１日）から施行する。

「会則第８３条（依頼を受けることのできない業務）の改正」

附　則

（施行期日）

1　この会則は、平成１９年６月１日から施行する。

「会則第２４条（会費）別紙第１第２項第１号及び第２号、第６号第１号、第２号及び第３号の改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日（平成２０年２月２２日）から施行する。

「会則第９１条の２（依頼者等の本人確認等）の新設」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成２１年８月１日から施行する。

「会則別紙第１第７項の改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日（平成２２年１１月４日）から施行する。ただし、第５５条第１項第１３号を除く規定は、平成２３年度定時総会の日から施行する。

「会則第２６条（役員）、第２７条（役員の職務）、第２８条（役員の選任）、第５４条（業務の分掌）、第５５条（総務部）、第５７条（企画部）、第５７条の２（相談事業部）の改正、第５７条の３（研修部）、第５７条の４（広報部）の新設」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、認可の日（平成２４年１月１６日）から施行する。「会則第２１条（会員証等の返還）、３２条（役員の守秘義務）、４２条（総会の議決事項）、４５条（特別決議の要件）、４８条（綱紀委員会）、４９条（委員会の調査等）、５０条（委員の職責）、５１条（委員の除斥）の改正、５１条の２（委員の忌避、回避）、５１条の３（除斥又は忌避の決議）の新設、５２条（会員の調査受忍義務）、５４条３項（業務の分掌）新設、８６条（広告）、１０２条（会員に対する指導及び調査）、１０３条（注意勧告）、１０５条（資料及び業務執行状況の調査）、１０６条（準用規定）、１１２条（登録調査委員会）の改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成２１年法律第７９号）の施行の日（平成２４年７月９日）から施行する。「会則第６条（司法書士会員の入会手続及び入会）の改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則の変更は、認可の日（平成２６年１０月１日）から施行する。「会則第４２条（総会の議決事項）、第４５条（特別決議の要件）、第４８条（綱紀調査委員会）、第４９条（綱紀調査委員会の調査等）、第５１条（委員の除斥）、第５１条の２（委員の忌避及び回避）、第５１条の３（除斥又は忌避の決議）の改正、第４８条の２（綱紀調査委員会の予備委員）、第１０６条の２（法務局長等への報告）の新設、また、全規定について、法令に準じた用字、用語の表記の見直しを行い、改めて規定した。

（綱紀調査委員の任期に関する経過措置）

２　会則第４８条第７項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の任期については、第４８条第４項の規定にかかわらず、他の綱紀調査委員の残存期間と同一とする。会則第４８条の２第３項の規定に基づき最初に選任された綱紀調査委員の予備委員の任期についても同様とする。

（法務局等の長に対する報告に関する経過措置）

３　第１０６条の２の規定にかかわらず、会則の変更が効力を生じたときにおいて、既に綱紀調査委員会に調査が付託された事案については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成２７年６月１日から施行する。

「会則別紙第１第２項の改正、第７項から第９項の新設、第７項を第１０項に改め改正」「第２項第２号、第５項、第６項及び第９項については、平成３４年４月１日から廃止する。」

附　則

（施行期日）

１　この会則の変更は、認可の日（平成２８年３月１４日）から施行する。「会則第１４条（みなし退会）第３項の新設、第１８条（通知）３項の削除、第７８条の２（業務賠償責任保険）及び第７８条の４（事故処理委員会）の改正、第７８条の５（通知等）の新設、第７８条の５から第７８条の８までを第７８条の６から第７８条の９に改め改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則は、平成２９年５月２０日から施行する。

「会則第２５条（会費の延納、減免及び返還）の改正」

附　則

（施行期日）

１　この会則の変更は、認可の日（平成２９年８月３１日）から施行する。「会則第６条（司法書士会員の入会手続及び入会）、９条（印鑑届等）、第２５条（会費の延納、減免及び返還）、第５１条の２（委員の忌避及び回避）、第５１条の３（除斥又は忌避の決議）、９３条（業務報告）の改正」

別紙第１　（第１４条、第２３条、第２４条関係）　入会金及び会費

（入会金）

１　入会金は、次に掲げる額とする。

（１）司法書士会員　　５０，０００円

（２）第５条第３項第１号の法人会員　　５０，０００円

（３）第５条第３項第２号の法人会員　　５０，０００円

（会費）

２　会費の金額は、次のとおりとする。

（１）定額会費は、１月当たり次の金額とする。

ア　平成２７年６月１日から平成３０年３月３１日まで

①司法書士会員　　２３，０００円

②法人会員

主たる事務所につき　　２３，０００円

従たる事務所１か所につき　２３，０００円

イ　平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日まで

①司法書士会員　　２５，０００円

②法人会員

主たる事務所につき　　２５，０００円

従たる事務所１か所につき　２５，０００円

ウ　平成３４年４月１日から次のとおりとする。

①司法書士会員　　２７，０００円

②法人会員

主たる事務所につき　　２７，０００円

従たる事務所１か所につき　２７，０００円

（２）事件数割会費は、１月から１２月までの１年間に依頼を受けた事件（別に定める高知県司法書士会印紙貼用台紙及び証紙取扱規則に基づき事件数割会費を納入すべき事件に限る。）の事件数に下記金額を乗じた額とする。

ア　平成２７年６月１日から平成３０年３月３１日まで　１００円

イ　平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日まで　　５０円

ウ　平成３４年４月１日から　　０円

（３）会館建設等特別会費（以下「会館特別会費」という。）は、１月から１２月までの１年間に依頼を受けた事件（別に定める高知県司法書士会印紙貼用台紙及び証紙取扱規則（会館特別会費に関し、事件数割会費を会館特別会費と読み替える。以下同様とする。）に基づき会館特別会費を納入すべき事件に限る。）の事件数に下記金額を乗じた額とする。

ア　平成２７年６月１日から平成３０年３月３１日まで　２００円

イ　平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日まで　２５０円

ウ　平成３４年４月１日から　　３００円

（定額会費の納入）

３　前項第１号の定額会費は、月の途中に入会した会員は、翌月１日に入会したものとし、月の途中で退会した会員は、その月の末日に退会したものとして納入しなければならない。

（定額会費の催告）

４　会則第１４条に定める催告は、６月分の滞納があった日以降発するものとする。

（事件数割会費の納入）

５　第２項第２号の事件数割会費は、別に定める高知県司法書士会印紙貼用台紙及び証紙取扱規則に基づき、印紙貼用台紙又は証紙で納入しなければならない。

（事件数割会費の精算）

6　第２項第２号の事件数割会費は、次に定めるところにより精算する。

（１）本会は、毎年１２月３１日を基準日と定めて、会員がその前年から繰り越した印紙貼用台紙及び証紙の数に基準日までの１年間に交付を受けた印紙貼用台紙及び証紙の数を加えた数から、その会員が１月から１２月までの１年間に依頼を受けた事件（別に定める高知県司法書士会印紙貼用台紙及び証紙取扱規則に基づき事件数割会費を納入すべき事件に限る。）の数に基準日に保有する印紙貼用台紙及び証紙の残数を加えた数を減じて、翌年３月３１日までに事件数割会費の過不足を計算する。

（２）過不足の計算の結果、基準日現在で不足額がある場合には、第５項の規定にかかわらず、会員は、直ちに、この額を現金で一括して納入しなければならない。

（３）基準日現在で会員が保有する印紙貼用台紙及び証紙は、翌年に繰り越して使用することができる。

（会館特別会費の納入）

7　会館特別会費は、印紙貼用台紙または証紙で納入しなければならない。

（会館特別会費の精算）

8　第２項第３号の会館特別会費は、次に定めるところにより精算する。

（１）本会は、毎年１２月３１日を基準日と定めて、会員がその前年から繰り越した印紙貼用台紙及び証紙の数に基準日までの１年間に交付を受けた印紙貼用台紙及び証紙の数を加えた数から、その会員が１月から１２月までの１年間に依頼を受けた事件（別に定める高知県司法書士会印紙貼用台紙及び証紙取扱規則に基づき会館特別会費を納入すべき事件に限る。）の数に基準日に保有する台紙及び証紙の残数を加えた数を減じて、翌年３月３１日までに会館特別会費の過不足を計算する。

（２）過不足の計算の結果、基準日現在で不足額がある場合には、第７項の規定にかかわらず、会員は、直ちに、この額を現金で一括して納入しなければならない。

（３）基準日現在で会員が保有する印紙貼用台紙及び証紙は、翌年に繰り越して使用することができる。

（事件数割会費及び会館特別会費の納入方法）

9　平成２７年６月１日から平成３４年３月３１日まで、事件数割会費及び会館特別会費は、同一の印紙貼用台紙または証紙により、合算した金額を納入しなければならない。

（納入期限）

１０　第２項第１号の定額会費は、毎月末日迄に当月分を別に定める定額会費納入規程により納入しなければならない。

別紙第２（第１７条関係）　法人会員届出事務手数料

（届出手数料）

１　法人会員届出事務手数料は、連合会会則第６３条第１項の事務手数料を含み、次のとおりとする。ただし、住居表示の実施若しくは変更又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）又は本会が認めた場合の届出事項の変更については、法人会員届出事務手数料の納付を要しないものとする。

（１）入会届（成立）　５０，０００円
（２）同（主たる事務所移転）　２０，０００円
（３）同（従たる事務所の移転又は設置）　４，０００円
（４）届出事項変更届（他の司法書士会の区域内からの主たる事務所移転）　２０，０００円
（５）同（前号を除く。）　４，０００円
（６）解散届　４，０００円
（７）合併届　４，０００円
（８）清算結了届　４，０００円

（連合会届出事務手数料の送付）

２　本会は、毎月末日に連合会に代わって徴収した当月の連合会の届出手数料を連合会に送金する。

第１号様式（様式第６条）

入　　会　　届

年　　月　　日

司法書士会会長　　殿

氏　名　　職印

私は司法書士法第 57 条の規定による入会届を入会金を添えて提出します。
なお、司法書士法、同施行規則、日本司法書士会連合会会則及び規則はもとより、貴会会則及び規則、貴会総会の決議を遵守することを誓約します。

添付書類

１．司法書士となる資格を有することを証する書面(変更の登録による場合は不要)
２．写真（提出の日前３月以内に撮影された５㎝正方形の無帽且つ正面上半身の背景のないもの)
３．氏名、本籍及び住所を証する書面(登録申請書の添付書類を援用することができる)

氏　名	ふりがな	年　月　日生	男・女
本　籍			
住　所	（〒） 電話番号		
事務所	（〒） 電話番号		
資　格	年　月　日　試験合格	第　号	
	年　月　日　大臣認定	第　号	
	年　月　日　（地方）法務局長認可	第　号	
※ 司法書士会	年　月　日　登録申請書送付		
	年　月　日　登録・拒否通知受領		

（注）申請者は※欄は記入しないこと

第２号様式（会則第 13 条第１項）

<table>
<tr><td colspan="5">退　　会　　届</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2"></td><td>登録番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事務所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>会員証
番　号</td><td>第　　号</td><td>会員徽章
番　　号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="5">私は、業務廃止をし、貴会を退会いたしたく会員証及び司法書士徽章を添えて会則第 13 条第１項によりお届けします。

年　　月　　日

職印

司法書士氏名

司法書士会

会　　長　　殿

（注）２通提出すること</td></tr>
</table>

第３号様式

金　製　徽　章

１．制　式

表面　図柄は金色、台は銀・プラチナ張り。

裏面　「日本司法書士会連合会」の文字と番号を刻印する。

２．大きさ及び形状

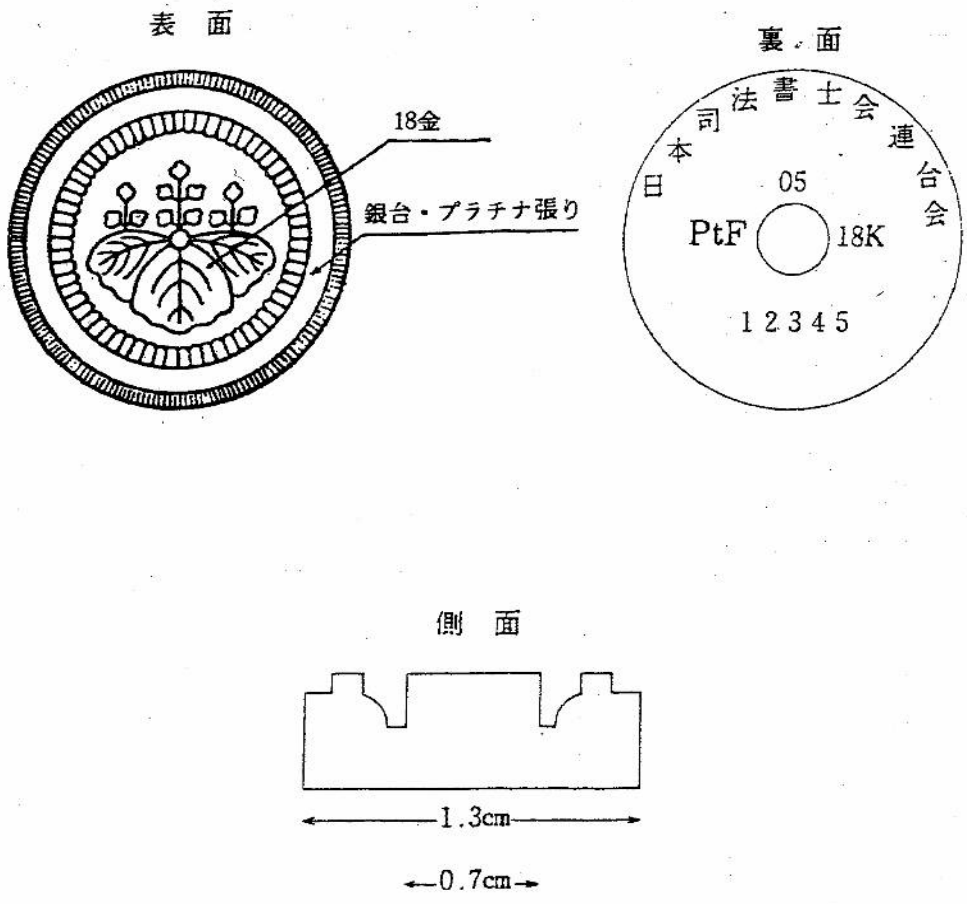

別表第４号様式（会則第９３条）

司法書士会会長 殿

平成　　年　　月　　日

事務所

司法書士　　職印

登録番号

簡裁訴訟代理等関係業務の認定（ 有 ・ 無 ）

事務所

司法書士法人　　職印

法人番号

代表者

平成　　年分　業 務 報 告 書

区分	事件数	区分	事件数
不動産の登記	件	国籍に関する書類の作成	件
財団の登記	件	検察庁提出書類作成	件
抵当証券の交付	件	成年後見等業務（新受）	件
商業又は法人の登記	件	成年後見等業務（継続）	件
債権譲渡の登記	件	未成年後見等業務（新受）	件
動産譲渡の登記	件	未成年後見等業務（継続）	件
公共嘱託登記	件	任意後見業務・任意代理業務（新受）	件
その他の登記	件	任意後見業務・任意代理業務（継続）	件
筆界特定	件	財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・新受）	件
供託	件	財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・継続）	件
審査請求	件	不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・新受）	件
裁判書類作成関係業務（民事事件）	件	不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・継続）	件
裁判書類作成関係業務（家事事件）	件	継続的相談	件
簡裁訴訟代理業務	件	個別的相談	件
裁判外和解手続等	件	その他の業務	件
合計		件	

事件簿様式

第１　様式の種類

１　事件簿様式の１

別紙「事件簿様式の１」のとおり

２　事件簿様式の２

会員が依頼を受けた事件を記録するために調製したもので、書面又は電磁的記録によるもの

第２　記載要領

事件簿に最低限記載又は記録すべき事項は、受任年月日、受任番号、事件名若しくは件名、依頼者の住所氏名、裁判書類作成関係業務又は簡裁訴訟代理等関係業務にあってはその事件番号とする。

受任番号は、毎年１月１日から１２月３１日までの連続した番号とし、受任契約ごとに付すものとする。ただし、相談業務に関しては、別途事件簿を作成することもできるものとする。なお、受任番号は、毎年更新するものとする。

事件名又は件名は、登記事件については「所有権移転登記」・「商号変更登記」の例により、訴訟事件については「貸金請求事件」・「敷金返還請求事件」の例による。

事件の記載は、以下の要領によるものとする。

１　不動産の登記

原則として、登記の目的ごとに１件とするが、下記の登記については以下の例による。

（１）同一申請書により２個以上の（根）抵当権抹消の登記申請をした場合は、その（根）抵当権の数を件数とする。

（２）敷地権の表示を登記した建物について不登法７４条２項の規定による所有権保存の登記申請をした場合は、敷地権の移転と所有権保存登記とを区別し、２件とする。

（３）同一の申請書により会社合併による数個の（根）抵当権移転の登記申請をした場合は、その（根）抵当権の数を件数とする。

（４）同一の申請書により数個の所有権持分移転登記申請をした場合は、その持分移転登記の数を件数とする。

（５）同一の申請書により住所移転及び氏名の錯誤による登記名義人住所変更及び氏名更正登記申請をした場合は、２件とする。

（６）敷地権たる旨の登記の抹消登記申請をした場合は、１棟の建物の数を件数とする。

２　商業・法人その他の法人登記

原則として、登記の事由ごとに１件とする。したがって、一括申請の場合には、登記の事由に掲げる各事由ごとに１件とする。なお、下記のような登記については以下の例による。

（１）新設合併登記をした場合は、１件とする。

（２）吸収合併と同時に商号変更、目的変更、役員変更をした場合は、４件とする。

（３）商号変更による設立登記（組織変更）をした場合は、１件とする。
（４）監査役の変更登記と同時に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めの登記をした場合は、２件とする。
（５）取締役の辞任登記と同時に取締役会設置会社の定めの廃止の登記及び株式譲渡制限の定めの変更登記をした場合は、３件とする。
（６）法人登記において、出資の総口数と払込済の出資の総額の変更登記をした場合は、１件とする。

３　筆界特定

筆界特定申請については、１件とする。

４　裁判書類作成関係業務又は簡裁訴訟代理等関係業務

原則として、事件番号１件ごとに１件とするが、下記の事件については以下の例による。
（１）共同して簡裁訴訟代理等関係業務を受任した場合は、簡易裁判所の法廷活動（傍聴は含まない。）を行った会員が、それぞれの件数とする。
（２）裁判書類作成関係業務から簡裁訴訟代理等関係業務に移行した場合は、同一事件番号であっても別件とする。また、その反対の場合も同様とする。

５　裁判外和解手続業務

裁判外和解手続等とは、依頼者の代理人として相手方との和解、示談交渉につき下記の一部又は一連の業務をすることをいい、相手方ごとに１件とする。
（１）和解又は示談交渉に要する委任状を徴求
（２）依頼者への適切な助言及び説明
（３）相手方への提案書（和解案）を提示
（４）相手方への和解示談交渉
（５）和解条件の再検討
（６）和解契約書の締結
（７）以上訴訟手続前の一連又は一部の業務に関連した業務

６　検察庁提出書類作成

検察庁に提出する告訴、告発状又は嘆願書、上申書等の書類作成業務は、提出ごとに１件とする。

７　成年後見等業務（新受）

成年後見、保佐、補助及び後見監督等の業務であり、就任時に１件として記載する。

８　成年後見等業務（継続）

７の業務であって、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。

９　未成年後見等業務（新受）

未成年後見及びその監督業務であり、就任時に１件として記載する。

１０　未成年後見等業務（継続）

９の業務であって、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。

１１　任意後見業務・任意代理業務（新受）

任意後見及び任意代理等の業務であり、就任時に１件として記載する。

１２　任意後見業務・任意代理業務（継続）

１１の業務であって、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。

１３　財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・新受）

当事者等の依頼による遺産承継、事業経営及び遺言執行等の業務であり、就任時に１件として記載する。

１４　財産管理・遺産承継・死後事務等業務（当事者等の依頼・継続）

１３の業務であって、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。

１５　不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・新受）

裁判所の委嘱による不在者・相続財産管理及び遺言執行等の業務であり、就任時に１件として記載する。

１６　不在者・相続財産管理等業務（裁判所の委嘱・継続）

１５の業務であって、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。

１７　相談業務

継続的相談については、受任時に１件として記載する。ただし、数年にわたる場合は、毎年１月に１件として記載する。個別的相談は、受任時に１件として記載する。

１８　その他の業務

その他の業務とは、上記以外の司法書士業務をいう。

事件簿様式の１

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

事　　件　　簿

司法書士（法人）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任番号 受任年月日	事件名・件名	依頼者の住所氏名	事件番号	件数
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				
第　　号 年　月　日				

参照条文　　会則第100条

司法書士補助者使用届

平成　　年　　月　　日

高知県司法書士会長　　殿

氏　　名　　職印

事 務 所

登録番号　　第　　号

下記の者を補助者として使用いたしましたので、お届けいたします。

記

氏　　名		性　別	男　・　女
住　　所			
生年月日	年　　月　　日	使用形態	単独　・　共同
使 用 年 月 日	平成　　年　　月　　日		
備　　考			

参照条文　　会則第100条

司法書士補助者
解職・退職届

平成　　年　　月　　日

高知県司法書士会長　　殿

氏　　名　　職印

事 務 所

登録番号　　第　　号

下記のとおり　解職／退職　いたしましたので、お届けいたします。

記

氏　　名		性　別	男　・　女
住　　所			
生年月日	年　　月　　日	使用形態	単　独　・　共　同
解職・退職年月日	平成　　年　　月　　日		
備　考	（理　由）		

（注）補助者証・補助者徽章を添えて提出のこと　　1通提出

参照条文　　会則第100条第3項

司法書士補助者変更届

平成　　年　　月　　日

高知県司法書士会長　　殿

氏　　名　　職印

事 務 所

登録番号　　第　　号

司法書士補助者として使用している＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について、下記事項を変更したのでお届けいたします。

記

使用形態		1．共　同　→　単　独	2．単　独　→　共　同
氏　名	新		
	旧		
住　所	新		
	旧		
備　　考			

（注）補助者証・補助者徽章を添えて提出のこと　　1通提出

平成　　年　　月　　日

NO

補 助 者 証

	氏　　名
	T．S．H　　年　　月　　日生
	勤 務 先　　司法書士事務所 （　　支部）
	事 務 所
	電　話　　（　　）

上記の者は上記司法書士事務所の補助者であることを証明する。

高知県司法書士会会長　　印

住　所		電　話	

注意事項

1．他人に貸与してはならない。

2．遺失、盗難等を防止するとともに自ら記載事項に手を加えたりしてはならない。

3．滅失若しくは損傷したときは、その旨を届け出て再交付を受けること。

4．この補助者証の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出て再交付を受けること。

5．死亡、退職、解職及び前記1．2があったときは、この補助者証を会に返還しなければならない。

6．補助者徽章は、常に佩用すること。

7．本書の有効期間は交付の日から5年とする。